杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例

令和5年6月19日 杉並区条例第21号

(設置)

第1条 杉並区の子どもの権利の擁護に係る施策に関し必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区子どもの権利擁護に関する審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、杉並区の子どもの権利の擁護に係る施策に関し必要な事項について調査 審議し、答申する。
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

(組織)

- 第3条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。
 - (1) 区民
 - (2) 教育、福祉等に関する団体の関係者
 - (3) 学識経験者
 - (4) その他区長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、前条第1項の規定による答申が行われた日(以下「答申日」という。) までとする。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 審議会に副会長1人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する

(会議)

- 第5条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(部会)

- 第6条 審議会に、特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。
- 2 部会の委員及び部会長は、第3条第1項に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 前2項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、審議会が定める。

(委員以外の者の出席等)

第7条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、答申日の翌日から施行する。
- 2 この条例は、答申日の翌日に、その効力を失う。
- 3 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年杉並区条例第31号)の一部を次のよう に改正する。~次のよう 略
- 4 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のよう改正する。~次のよう 略